

放課後等デイサービス守谷市障がい者福祉センター運営規程

(事業の目的)

第1条 指定管理者社会福祉法人日本キングス・ガーデン（以下「事業者」という。）が管理する守谷市障がい者福祉センター（以下「事業所」という。）において実施する実施する障害児通所支援の放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、障害児及び障害児の保護者の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

2 指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、障害児の保護者の必要な時に必要な指定放課後等デイサービスの提供ができるよう努めるものとする。

3 指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律について」（以下、「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 前三項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第126号）及び児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日法律第82号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第3条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (4) 児童虐待を受けたと思われる児童を発見したものは、これを市町村に通告する。(児童虐待防止法第6条より)

(事業所の名称等)

第4条 事業所名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 守谷市障がい者福祉センター
- (2) 所在地 守谷市板戸井 1977-2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し、法令等において規定されている指定放課後等デイサービスの実施に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 児童発達支援管理責任者 1名 (常勤職員)

児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画を作成し、通所給付決定保護者(障害者総合支援法第21条の5の5に規定する通所給付決定を受けた障害児の保護者をいう。以下同じ。)及び障害児に説明の上、同意を求める。当該計画作成後、6月に1回以上定期的に計画の見直しを行うほか、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

- (3) 指導員 4～7名 (常勤職員 1～2名、非常勤職員 3～5名)

放課後等デイサービス計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に指導等を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から金曜日(祝祭日営業)までとする。ただし、原則として下記の期間を除く。

(ア) 年末年始期間(12月30日から1月3日まで)

(イ) その他、管理者が緊急に営業不可能と決めた日。

- (2) 営業時間は、以下の通りとする。

(ア) 平日午前9時00分から午後6時00分まで。

(イ) 行事等により、営業時間を変更する場合がある。

- (3) サービス提供日は月曜日から金曜日までとする。

ただし、原則として下記の期間を除く。

(ア) 年末年始期間（12月30日から1月3日まで）

(イ) その他、管理者が緊急に営業不可能と決めた日。

(4) サービス提供時間は、以下のとおりとする。

(ア) 学校の授業日

①午後2時00分から午後6時00分まで。

(イ) 学校の休業日

①午前9時00分から午後6時00分まで。

(ウ) 行事等により、サービス提供時間を変更する場合がある。

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、以下の通りとする。

(1) 9名

(放課後等デイサービスの内容)

第8条 事業所で行う指定放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 個別指導

(2) 創作的活動の援助

(3) 機能訓練の援助

(4) 生活習慣の指導・援助

(5) 社会適応訓練の提供

(6) レクリエーションの提供

(7) 利用者の学校と事業間の送迎

(8) その他日常生活に必要な援助

(通所給付決定保護者から受領する費用の額等)

第9条 指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付するものとする。

3 次に定める費用については、守谷市と協議の上、通所給付決定保護者から徴収するものとする。

通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの実費。

- (1) 教材費
 - (2) おやつ
- 4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得るものとする。
 - 5 第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った通所給付決定保護者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、守谷市内とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、次の事項を守るものとする。

- (1) 利用者相互の迷惑となるような行為をしないこと。
- (2) 事業に要する器具・物品等は適切に使用すること。

(利用者負担額等に係る管理)

第12条 事業者は、通所給付決定保護者の依頼を受けて、当該通所給付決定保護者が同一の月に事業所が提供する指定放課後等デイサービス及び他の指定児童発達支援を受けたときは、当該指定放課後等デイサービス及び他の指定障害児通所支援等に係る費用基準額から障害者総合支援法第21条5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び他の指定障害児通所支援等に通知するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第13条 現に指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は障害児の主治医（以下「協力医療機関」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(主たる対象とする障害の種類)

第15条 事業所が対象とする障害の種類は、知的障害、身体障害、精神障害とする。

(苦情解決)

第16条 提供した指定放課後等デイサービスに関する障害児又は通所給付決定保護者並びにその他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定放課後等デイサービスに関し、障害者総合支援法第21条の5の21の規定により茨城知事又は守谷市市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他当該障害児の家族からの苦情に関して茨城知事又は守谷市市長が行う調査に協力するとともに、茨城県知事又は守谷市市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(従業員の研修)

第17条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修年3日

(個人情報の保護)

第18条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 従業員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、従

業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 事業所は、障害児又は通所給付決定保護者その他当該障害児の家族に対する指定放課後等デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該指定放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存するものとする。

- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は守谷市と事業者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

- ・この改正は平成27年4月1日より施行する。